

川崎市公告第759号

新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業モニタリング等支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年4月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名

新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業モニタリング等支援業務委託

(2) 業務事項

- ア 統括マネジメント業務計画書の確認支援
- イ 統括マネジメント業務に関するモニタリング支援
- ウ 設計業務（基本設計・実施設計）に関するモニタリング支援
- エ 解体・撤去業務、建設業務に関するモニタリング支援
- オ 事業遂行上の問題及び契約上の疑義発生時の対応支援
- カ 事業の実施に係る法務面での支援

(3) 委託期間

契約日から令和12年3月29日まで

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 本業務に関するノウハウと実績がある者
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿において業種を「20 調査・測定」、種目を「99 その他の調査・測定」で登録申請している者。ただし、登録申請中であり、企画提案書審査委員会時点で登録される見込みである者はこの限りではない。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (7)川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8)神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9)本事業における事業実施者の代表企業、構成員、協力企業及びこれらの企業の子会社又は親会社ではないこと

3 提案者を特定するための評価基準

- (1)業務体制
- (2)取組意欲
- (3)提案内容
- (4)特定テーマに対する提案
- (5)見積

4 担当部局

川崎市経済労働局イノベーション推進部 量子イノベーションパーク推進担当 鈴木
〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話（直通）：044-200-2407 FAX：044-200-3920
メールアドレス：28innova@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1)受付期限 令和8年4月20日（月）午後3時00分必着
※持参の場合の受付は、提出期間中の日（土曜日・日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間
- (2)受付場所 4の担当部局と同じ
- (3)提出書類 参加意向申出書（様式1）、企業概要、業務実施体制（様式2）
- (4)提出方法 事前連絡の上、持参又は郵送により提出

6 企画提案書の受付期間及び方法

- (1)受付期間 令和8年4月27日（月）から5月8日（金）午後3時00分
- (2)提出書類 企画提案書、見積書
- (3)提出方法 電子メールにより4の担当部局へ提出

7 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 契約書作成の要否
要

9 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ

10 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額

総額	38,060,000円(消費税及び地方消費税を含む)
初年度(令和8年度)	11,022,000円(消費税及び地方消費税を含む)
2年度(令和9年度)	10,637,000円(消費税及び地方消費税を含む)
3年度(令和10年度)	6,490,000円(消費税及び地方消費税を含む)
4年度(令和11年度)	9,911,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

- ア 審査結果の発表は5月中旬を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。
- ウ 消費税及び地方消費税の適用税率は10%とします。